

中部運輸局自動車交通部

令和元年10月4日 14時00分発表

連絡先：
中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 岡田、金森
TEL 052-952-8038
中部運輸局 福井運輸支局
輸送・監査担当 江口、小坂井
TEL 0776-34-1602

同時発表：福井県政記者クラブ

乗合バス事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は道路運送法違反を確認した下記事業者に対し、車両使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：福井鉄道株式会社（代表取締役社長 村田 治夫）
住 所：福井県越前市北府二丁目5番20号
営 業 所：嶺北営業所（福井県越前市北府二丁目5字3番地2号）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和元年10月4日付け 20日車（1両×20日間）
処 分 内 容：「事業用自動車の車両使用停止」及び「文書警告」

3. 法令違反の概要

- ・平成31年3月28日、池田・入谷線において、路線バスを寄せすぎ、道路から転落横転した。
 - ・平成31年4月30日、越前町コミュニティバスについて、運行計画どおり運行しなかった。
- 以上2点を受け、当該事業者の嶺北営業所に対し、監査を実施した結果、記4のとおり、道路運送法等関係法令の規定に違反する事実を確認。

4. 違反内容及び違反条項

- ①事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。
（道路運送法第16条第1項）
- ②主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

③業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 2点

当該事業者が付された累積違反点数 2点